―― 第３章　コミュニケーション ――

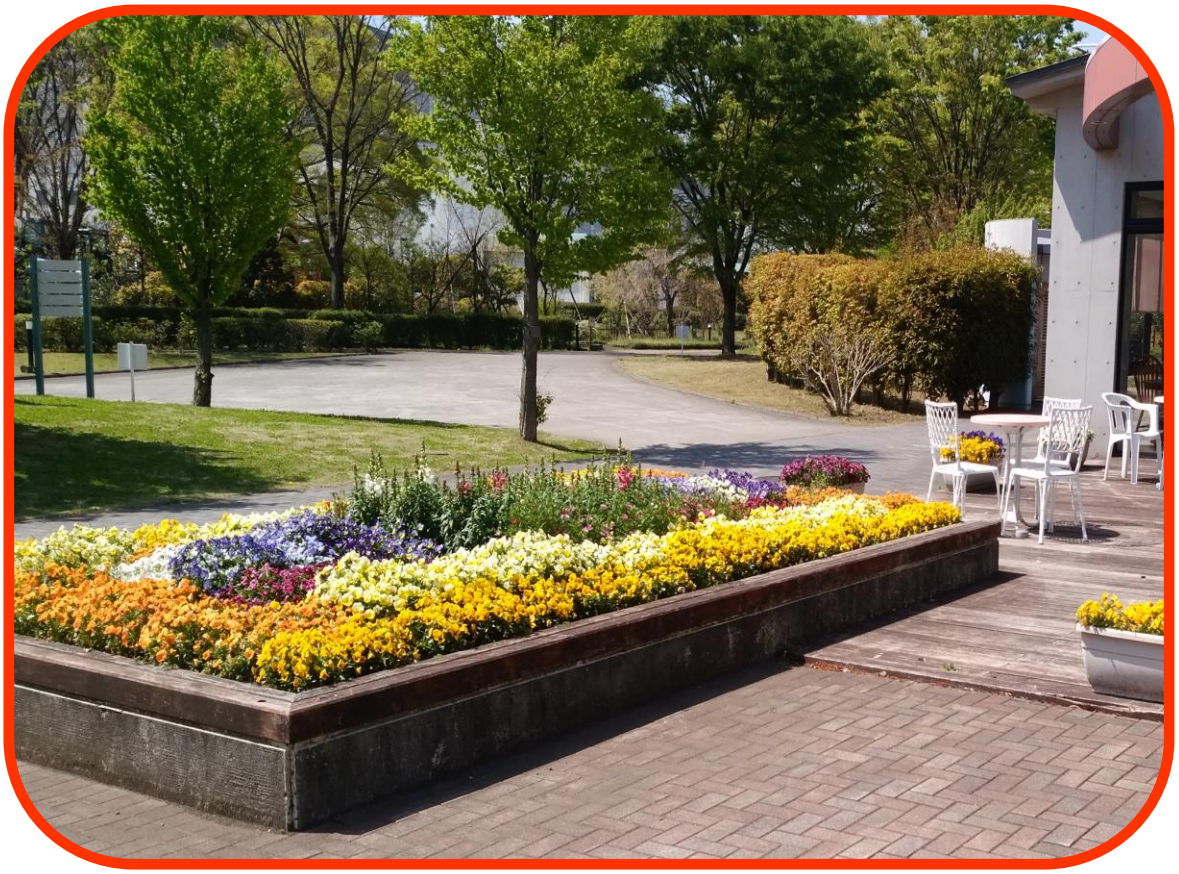

写真　フレッシュランド西多摩　構内散策路

1　環境情報の公開

（1）組合公式サイトの開設（URL https://www.nishiei.or.jp）

西多摩衛生組合では公式サイトを開設し、情報提供に努めています。

公式サイトでは、環境センターでのごみ処理の概要やダイオキシン類等の環境測定結果など、最新の情報を公表しています。

（2）情報公開制度の運用

西多摩衛生組合は、開示請求対象者を「何人も」とする情報公開条例を施行しています。その上で、条例に基づく開示請求によらずとも積極的な情報提供を行い、情報公開制度の総合的な推進に努めています。

（3）閲覧コーナーの設置

環境センターのロビーに閲覧コーナーを設置し、廃棄物処理施設の維持管理状況記録や組合事業に伴う情報公開をしています。

（4）環境モニタリング装置の設置

環境センター正門横には、常時、環境監視データを確認できるよう公害監視盤が設置してありますが、各部劣化の進行や旧型の表示形式であることなどから、令和２年度に環境監視データ以外の各種掲示等にも活用できる一括表示形式の「大型液晶画面」に更新しました。

（5）広報紙の発行

広報紙「にしたまエコにゅうす」を発行し、西多摩衛生組合の現況などをできるだけわかりやすい形でお伝えするよう努めています。

広報紙の発行は、周辺地域の自治会・町内会で組織する羽村九町内会自治会生活環境保全協議会ならびに瑞穂町環境問題連絡協議会区域（羽村市９町内会・瑞穂町７町内会）の全戸に配布（約 11,000 世帯）するほか、構成市町の担当課窓口（P.9 参照）でも配布しています。令和２年度は、４回の発行をしました。

にしたまエコにゅうす

（6）環境報告書の作成

ごみ搬入・施設稼動・公害防止対策等の状況を掲載した環境報告書を作成し、公式サイトにも公表しています。

２　環境コミュニケーション

（1）周辺地域協議会との協働

西多摩衛生組合では、周辺地域の自治会・町内会で組織する「羽村九町内会自治会生活環境保全協議会ならびに瑞穂町環境問題連絡協議会」と協働して環境対策を進めています。

また、組合事業の理解と協力を得るため説明会等を開催しています。

＜主な協議内容＞

① 公害防止協定に基づく環境測定結果の報告について
② 余熱利用施設の運営について
③ 放射性物質等の測定結果の報告について
④ フレッシュランド西多摩維持改修計画について
⑤ 公害監視盤更新の概要について
⑥ クリーンエネルギーの地域還元について
⑦ 環境センター環境学習拠点整備（見学者コース更新）事業について
⑧ 新型コロナウイルス感染症への措置対応等について
⑨ 今後の西多摩衛生組合の課題と運営の方向性について
⑩ 小平・村山・大和衛生組合の広域支援の対応等について
⑪ 宮城県大崎市の災害廃棄物受入処理に伴う対応等について

説明会などの様子

（2）見学会の充実

環境センターの実情を少しでも多くの方々に知っていただくため、見学会の充実を図っています。令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止および事業継続性確保の観点から、やむを得ず見学の受入れを休止しました。環境センターが稼動してからの累計では 63,359 人の方が見学に来場されています。

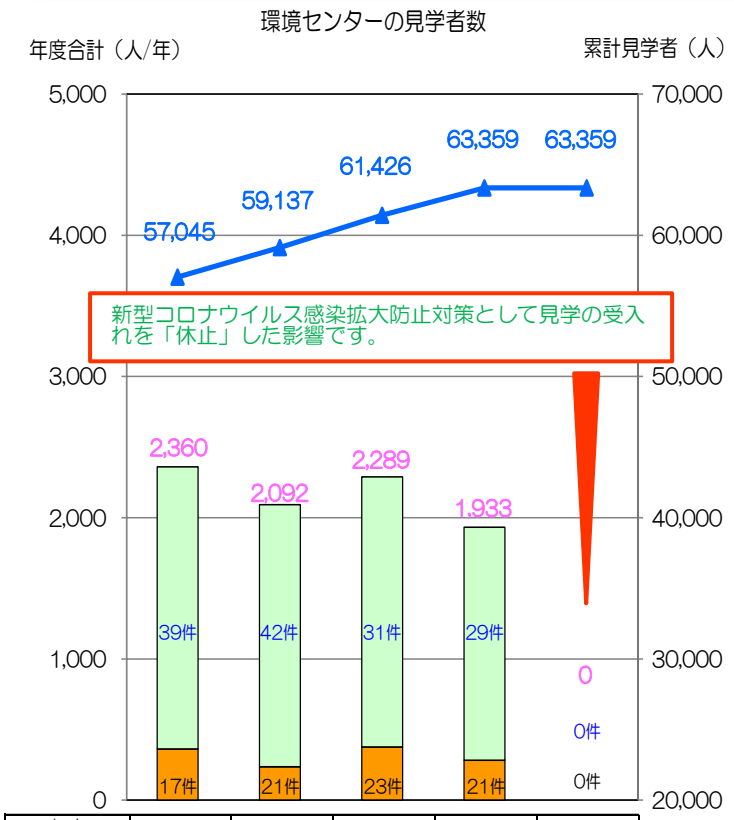

年度	H.28	H.29	H.30	R.1	R.2
児童・生徒	1,997	1,855	1,912	1,651	0
一般市民等	363	237	377	282	0
年度合計	2,360	2,092	2,289	1,933	0
累計見学者	57,045	59,137	61,426	63,359	63,359

施設見学の様子

小学生の皆さんからいただいたお礼のお手紙

３　循環型社会の構築への取り組み

（1）構成市町の剪定枝の活性炭への再生利用

環境センターでは、脱臭や排ガス中のダイオキシン類を吸着させ除去するために活性炭を使用しています。以前は、石炭コークスや東南アジアの森林資源など、地球環境の破壊につながるものを原料に作られた活性炭を使用していましたが、現在は、脱臭塔内の活性炭として、剪定枝や廃木材を原料とした活性炭を利用しています。

さらに、構成市町で排出される剪定枝のリサイクルを推進し循環型社会の構築に貢献するため、構成市町で回収した剪定枝を原料の一部とした活性炭を用いて、排ガス中のダイオキシン類吸着用の活性炭としての利用が可能かどうか、実証試験を実施しました。

その結果、排ガス中のダイオキシン類吸着用の活性炭に剪定枝を原料とした活性炭を使用しても、ダイオキシン類等の濃度は法規制値および公害防止協定規制値を下回り、十分な効果が得られることを確認しました。

これらを踏まえて、2011 年（平成 23 年）４月より構成市町で回収した剪定枝を活性炭として再生し、その活性炭を環境センターで使用するリサイクルシステムの構築を図りました。

その後の排ガス測定の結果においても法規制値および公害防止協定規制値を下回り、十分な効果が得られていることを確認しています。

構成市町の剪定枝の活性炭への再生利用システム

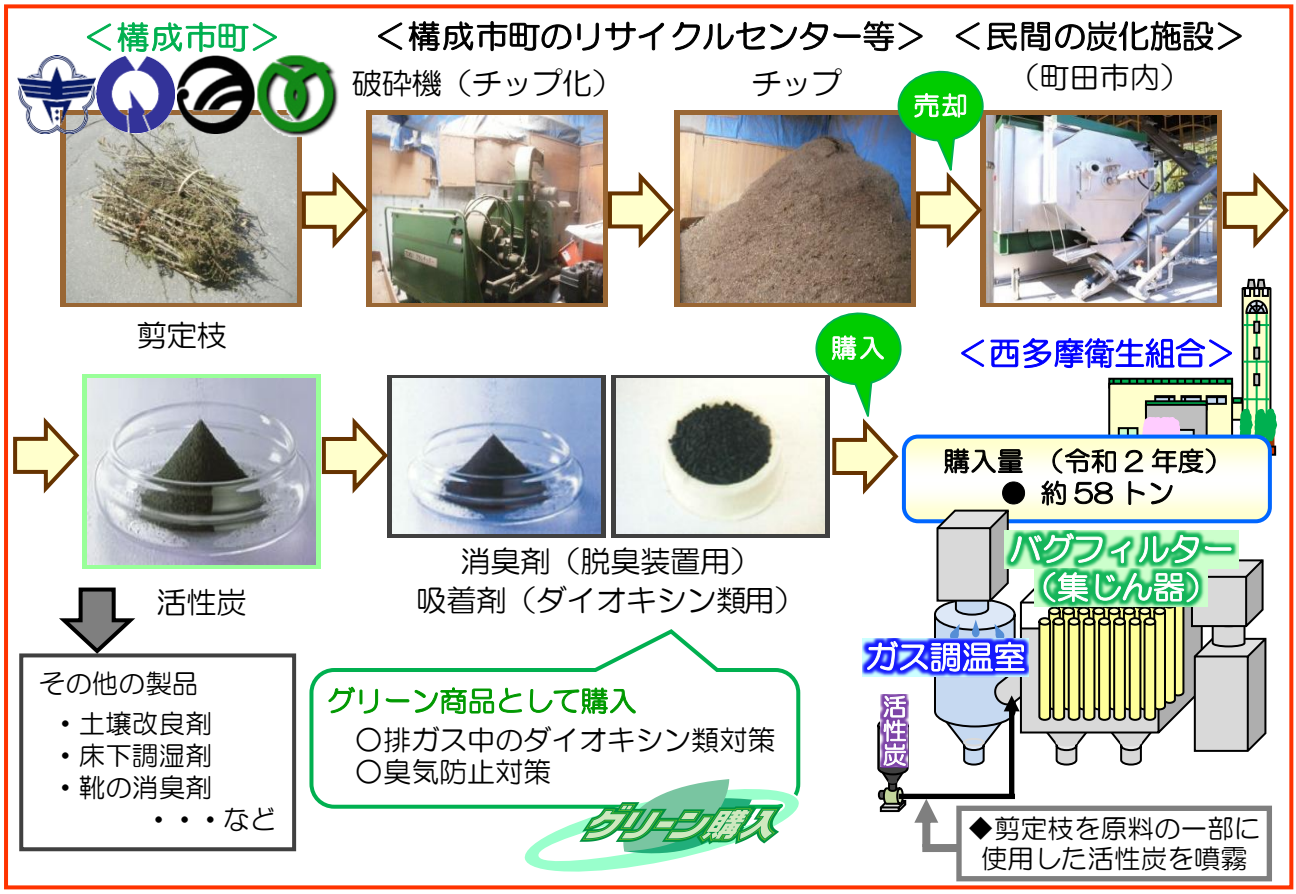

実証試験期間	2010 年（平成 22 年）２月～6 月（原料 剪定枝・廃木材） 2011 年（平成 23 年）２月～3 月（原料 構成市町等の剪定枝）
実証試験の内容	剪定枝等を原料の一部に使用した活性炭を購入し、バグフィルター前の煙道内に噴霧した時の排ガス測定を実施しました。
グリーン購入開始	2011 年（平成 23 年）４月～（原料 構成市町等の剪定枝）

＜排ガス測定の結果＞

項目			硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	水銀（旧協定値）	ダイオキシン類（旧協定値）
単位		構成市町等の剪定枝を原料とした活性炭の使用	ppm	ppm	g/m³N	ppm	μg/m³N	ng-TEQ/m³N
法規制値			(約440)	250	0.08	430	50	1
公害防止協定規制値			30	50	0.02	25	－	0.05 (0.5)
公害防止協定目標値			10	40	0.01	10	(50)	0.01 (0.1)
1号炉	平成21年度	使用前	＜ 1	18~34	＜ 0.001	4~6	＜ 5.0	0.00082 ~ 0.0014
1号炉	平成21年度	実証実験中	＜ 1	11	0.001	5	＜ 5.0	－
1号炉	平成22年度	実証実験中	＜ 1	30	0.001	9	－	0.0013
1号炉	平成23年度 ~ 平成30年度	使用後	＜ 1	11~39	＜ 0.001 ~ 0.003	3~13	＜ 5.0~9.0	0.00011 ~ 0.023
1号炉	令和元年度 ~ 令和2年度	使用後	＜ 1 ~ 1	25~36	＜ 0.001	6~10	＜ 5.0~16	0.0052 ~ 0.022
2号炉	平成21年度	使用前	＜ 1	11~20	＜ 0.001	5~8	＜ 5.0	0.00012 ~ 0.0015
2号炉	平成21年度	実証実験中	＜ 1	9	＜ 0.001	4	5.0	－
2号炉	平成22年度	実証実験中	＜ 1	29	＜ 0.001	3	－	0.00089
2号炉	平成23年度 ~ 平成30年度	使用後	＜ 1	10~43	＜ 0.001 ~ 0.004	3~10	＜ 5.0~10	0.000056 ~ 0.014
2号炉	令和元年度 ~ 令和2年度	使用後	＜ 1	23~38	＜ 0.001	6~12	＜ 5.0~15	0.0043 ~ 0.010
3号炉	平成21年度	使用前	＜ 1	12~29	＜ 0.001 ~ 0.0009	＜ 2~10	＜ 5.0	0.0018 ~ 0.0080
3号炉	平成22年度	実証実験中	＜ 1	13	＜ 0.001	4	－	0.0021
3号炉	平成23年度 ~ 平成30年度	使用後	＜ 1	9~39	＜ 0.001 ~ 0.003	3~10	＜ 5.0~13	0.00010 ~ 0.020
3号炉	令和元年度 ~ 令和2年度	使用後	＜ 1	29~37	＜ 0.001	5~11	＜ 5.0~19	0.0031 ~ 0.0095

注）「緑色部分」は、改正後【2019 年（令和元年）５月８日】の公害防止協定値が適用される測定結果です。

（2）エコセメントの活用

エコプランタ

環境センター正面玄関前には、焼却灰を原料とする「エコセメント」とガラスびんを原料とする「砂」で作った「エコプランタ」をメダカの飼育用水槽として使用しています。エコプランタの中で飼われているメダカ達は、施設見学に訪れる子どもたちの人気者になっています。

エコセメント製の雨水桝やベンチ

そのほかに、環境センター（フレッシュランド西多摩含む）の構内には、エコセメント製の雨水桝やベンチなどが置かれています。

ジェットパック車

右の写真は焼却灰を環境センターからエコセメント化施設に運ぶ、運搬トラック（ジェットパック車）です。

（3）多摩地域内の木材（多摩産材）の利用

環境センター（フレッシュランド西多摩含む）の敷地内に植樹されている樹木に取り付けられている木札は、多摩地域内で生長した森林を間伐する際に出る木材（多摩産材※）を木札として利用しています。森林の間伐は、森林を健全な状態に維持するための必要な手入れ（作業）です。

森林の循環システム

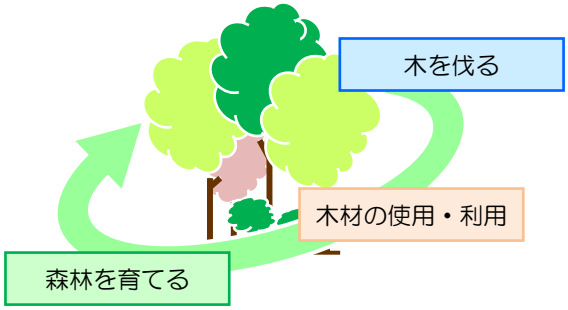

※ 多摩地域内で生育・生産された木材を一般的に呼びます。

多摩産材を利用した木札

この取り組みは、森林を生育し、生長した森林を木材として利用、得た収益を次の森林を生育するための費用として還す循環システムとなっています。

また、森林は、再生産可能な木材資源を供給するだけではなく、大気、水の循環や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の循環を良好な状態に保つ重要な役割を果たしています。

4　災害対策への取り組み

東日本大震災以降、国においては「新たな廃棄物処理施設整備計画」を示し、3R の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指す広域的な視点に立った強靭な廃棄物処理システムの確保を進めています。これに伴い、清掃工場の新たな社会的役割として、災害時においても電気や熱などのエネルギー供給等ができるよう施設自体の強靭性等が求められています。西多摩衛生組合においても、これらの社会情勢を踏まえ、環境センター長寿命化計画に伴う今後の組合運営の方向性等について意見交換を行うなど、様々な取り組みを進めています。

隣接する「フレッシュランド西多摩」防災の拠点化への主な取り組み

防災拠点化

2015 年（平成 27 年）10 月に締結した協定書により、フレッシュランド西多摩は、構成市町の「二次避難所」として指定されました。

これにより、非常時には構成市町からの依頼に基づき、避難場所として活用することができるようになりました。

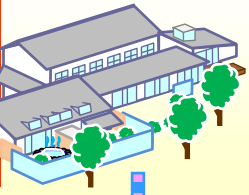

太陽光発電・蓄電設備

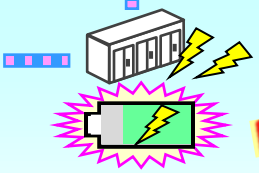

フレッシュランド西多摩の防災機能を高めるため、2017 年（平成 29 年）2 月に、災害時でも最低限の電気が確保できる太陽光発電・蓄電システムを設置しました。太陽光による発電量は、館内に設置されたモニターで常時見ることができます。

また、既設の街路灯の一部を、非常時（停電時）でもバッテリーにより自動で照明を点灯させることができる非常用街路灯へ改修しました。

災害による断水や下水道管路の分断などでトイレが使用できなくなった際に、避難場所として快適で衛生的な生活環境を確保するため、2018 年（平成 30 年）2 月に、5 台の洋式タイプの非常用マンホールトイレを整備しました。

また、フレッシュランド西多摩の敷地内（散策路脇）に、災害時の備えとして様々な物資や消耗品の保管備蓄ができる防災倉庫を設置しました。

平成 30 年度からは、避難所開設時に必要となる防災用品として担架、リヤカーや毛布などの確保を進めました。

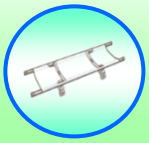

5　その他の活動

（1）協働の取り組み

フレッシュランド西多摩では、地元住民の皆さまのコミュニケーションの輪を広げる場所として、より身近に施設をご利用していただけるよう、周辺地域協議会や近隣住民の皆さまと協働し、年間を通じて様々なイベントを実施しました。

＜令和２年度　フレッシュランド西多摩　主な各種イベント＞

事　業　名	開　催　日	事　業　名	開　催　日
1　写真作品展	7月14日～ 7月26日	5　冬至ゆず湯	12月20日
	8月 4日～ 8月16日	6　クリスマスイベント	12月22日～12月25日
	12月 8日～12月20日	7　お正月イベント（切り絵等展示）	1月 2日～ 1月 5日
	2月23日～ 3月 7日	8　はむらエコアクションポイント展	2月16日～ 2月21日
2　敬老の日イベント	9月20日～ 9月22日	9　ひな祭り習字大会	2月23日～ 3月21日
3　切り絵展	10月 7日～10月18日	10　緑のカーテン展	3月 9日～ 3月21日
4　生ごみ堆肥化展とプラスチックごみ問題展	11月10日～11月23日		

プラスチックごみ問題展

生ごみ堆肥化展

写真作品展

羽村エコアクション
ポイント展

写真作品展

緑のカーテン展

公　害　防　止　協　定　書

公害防止協定書（平成 10 年３月 17 日締結）の全部を改正する。

西多摩衛生組合（以下「甲」という。）と、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会、瑞穂町環境問題連絡協議会（以下「乙」という。）は、甲が羽村市羽 4235 に設置する西多摩衛生組合ごみ処理施設環境センター（以下「工場」という。）の公害防止について、最善の措置を講じ、周辺住民の健康を守り、快適な生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（工場の規模・対象ごみ）

第１条　甲は、工場の操業に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。

⑴　工場のごみ焼却能力は、日量 480 トン（160 トン炉３基）とする。

⑵　工場のごみ焼却量は、原則として日量 320 トン以内とし、１炉は予備とする。

⑶　工場に搬入するごみは、甲を構成する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町（以下「構成市町」という。）の行政区域内から排出される可燃ごみ及び甲が別に加盟する「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。なお、後者については、緊急事態での広域支援の場合には、甲の搬入措置対応を乙に報告し、対処し、あらかじめ計画された広域支援の場合には、乙に報告し、搬入措置対応を協議する。

⑷　焼却対象ごみは、分別された可燃ごみとし、不燃ごみ、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れないものとする。

⑸　工場の安定的な処理と公害防止のため、処理ごみ量の低減と分別収集の徹底を、構成市町に要望するものとする。

（公害防止対策）

第２条　甲は、工場の操業にあたり、次の各号に掲げる事項並びに関係法令を遵守するとともに、ごみの焼却に伴う公害の発生を防止するための措置を講ずるものとする。

⑴　排出ガスは、大気汚染防止法に定める基準値（法規制値）以内とし、別表１に定める協定規制値以下とする。また、協定規制値を更に低減する努力目標として、別表１に目標値を定める。

⑵　騒音は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」という。）に定める規制基準値以下とする。

⑶　振動は、東京都環境確保条例に定める規制基準値以下とする。

⑷　悪臭は、東京都環境確保条例に定める臭気指数と悪臭防止法に定めるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素及び硫化メチルについて規制基準値以下とする。

⑸　日常搬入するごみの処理は、原則として工場棟内にて行うものとする。

⑹　公害防止設備について、機能が完全に発揮できるよう常に点検整備する。

⑺　公害防止管理体制を確立し、公害防止の措置及び意識の徹底を図る。

⑻　甲は、別表２に定める周辺大気環境調査を実施する。

（公害の監視）

第３条　甲は、公害を未然に防止するため、前条⑴から⑷までに係る項目を測定し、測定結果を乙に報告する。測定方法は、別表３に定める試験方法等による。

２　前条⑵及び⑶の測定地点については、別表４に定める。

３　甲は、前条の⑴から⑷までに係る協定規制値及び規制基準値を超える場合には、炉の停止等（操業停止の場合を含む）必要な措置を講ずるとともに乙に報告するものとする。

４　甲は、焼却対象ごみの組成分析を実施するものとする。

５　甲は、第１項の測定または試料採取にあたり、乙が工場敷地内での立会いを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。

（車両対策）

第４条　甲は、工場に搬入出するごみ運搬車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう構成市町等に要望するものとする。

⑴　ごみ運搬車両の運行管理及び搬入出路について、適切な指導を行い、交通安全の確保及び車両による環境の悪化を生じないようにする。

⑵　ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。

⑶　ごみ運搬車両には、所属行政名を見やすい位置に明示する。

⑷　ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るように努める。

（環境整備対策）

第５条　甲は、工場敷地内の造園等、美化に努めるとともに構成市町の協力を得て、乙と協働して、周辺地域の良好な環境保全に努める。

２　甲は、敷地内及び工場付近の搬入出路の清掃及び消毒等は、必要に応じて措置する。

３　ごみ運搬車両の主な運行経路は、乙と協議の上、あらかじめ定めることができる。

（苦情の処理）

第６条　甲は、工場の操業に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民もしくは乙から苦情の申し出があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。

（公開の原則）

第７条　甲は、工場の操業状況及び公害防止対策の実施状況に係る関係資料について公開し、必要に応じ乙に報告する。

２　排出ガス成分については、電光掲示板を工場入口近くの見やすい場所に設置し、公開する。測定方法は、別表５に定める試験方法等による。

（工場への立入り）

第８条　乙が、工場及び工場敷地内への立入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。

（公害防止協定の期限）

第９条　本協定は、甲乙異議のない場合は、焼却炉廃止時点まで継続するものとする。

（協議）

第 10 条　本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により定めが生じたとき、又は本協定に定めのない事項及び改定の必要が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

付　則

この協定は、令和元年５月８日から施行する。

本協定締結の証として、本協定書３通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和元年５月８日

甲	西多摩衛生組合	管理者	並木　心
乙	羽村九町内会自治会生活環境保全協議会	会　長	石原　將司
乙	瑞穂町環境問題連絡協議会	会　長	龍王　嘉盛

別表１　第２条（1）に定める排出ガスの協定規制値及び目標値

項　　目	単　　位	法 規 制 値	協定規制値	目　標　値
硫 黄 酸 化 物	ppm	（約 440 以下）	30	10
窒 素 酸 化 物	ppm	250 以下	50	40
ば　い　じ　ん	g／m^3N	0.08 以下	0.02	0.01
塩　化　水　素	ppm	430 以下	25	10
ダイオキシン類	ng-TEQ／m^3N	1 以下	0.05	0.01
水　　銀	μg／m^3N	50	—	—

（注）①　硫黄酸化物については、K値 6.42 とする。

②　将来にわたり協定規制値を更に低減する努力目標として、目標値を定める。

なお、目標値は規制基準値でなく、甲乙がそれぞれの立場を尊重する精神に基づき運用され、生活環境をできる限り改善するための努力に対する共同の目標とする。

別表２　第２条（8）に定める周辺大気環境調査の項目、測定方法、測定場所及び回数等

項　　目	方　　法	場　　所	回　　数
二 酸 化 硫 黄	JIS　B　7952	羽村市立羽村第三中学校 羽村市立松林小学校 羽村市立あさひ公園 瑞穂町立瑞穂第四小学校 瑞穂町富士見公園	年２回 （夏季及び冬季）
二 酸 化 窒 素	JIS　B　7953		
浮遊粒子状物質	JIS　B　7954		
塩　化　水　素	JIS　K　0107		
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル （環境省　平成 20 年３月）		

（注）測定方法及び測定場所は、技術的状況等により変えることがある。

別表３　第３条第１項に定める排出ガスの試験方法等

1．排出ガスの測定要領

項　　目	方　　法	場　　所	回　　数
硫黄酸化物	JIS　K　0103	煙突測定口	年12回
窒素酸化物	JIS　K　0104		
ばいじん	JIS　Z　8808		
塩化水素	JIS　K　0107		
ダイオキシン類	JIS　K　0311		年　9回
水　　銀	環境省告示第94号		年12回

（注）①　測　定　条　件　　工場の平常操業時とする。

②　測定値の算出方法　　排出ガスの測定値は、同一採取位置において近接した時間内に２回以上測定し、算術平均値とする。ただし、ダイオキシン類及び水銀は除く。

③　測定方法は、技術的状況により変えることがある。

2．騒音の測定要領

項目	方法	場所	回　数
騒音レベル	JIS　Z　8731	敷地境界　6箇所	年1回

3．振動の測定要領

項　　目	方　　法	場　　所	回　数
振動レベル	JIS　Z　8735	敷地境界　6箇所	年1回

4．悪臭の測定要領

項　　目	方　　法	場　所	回　数
臭気指数	平成7年環境庁告示第63号	敷地境界3箇所以上	年1回
アンモニア	昭和47年環境庁告示第9号		
メチルメルカプタン	昭和47年環境庁告示第9号		
硫化水素	昭和47年環境庁告示第9号		
硫化メチル	昭和47年環境庁告示第9号		

別表４　第３条第２項に定める騒音及び振動の測定地点

測定地点	
A	工場敷地北側
B	工場敷地東側
C	工場敷地東南角都営住宅北側
D	工場敷地南西角羽村三中側
E	工場敷地西側
F	工場敷地北西側

別表５　第７条第２項に定める試験方法等

電光掲示板表示の排出ガス測定要領

項目	方法	場所	回数
硫黄酸化物	JIS　B　7981 赤外線吸収方式	煙道	常時
窒素酸化物	JIS　B　7982 赤外線吸収方式		
ばいじん	トリボ方式		
塩化水素	JIS　B　7993 波長非分散方式		
一酸化炭素	JIS　B　7987 赤外線吸収方式		

（注）測定方法は、技術的状況により変えることがある。